



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス ク ロ ー ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 堀 田 守
(コ ー ド 番 号 8 0 0 5 東 証 1 部)
問 合 せ 先 経 営 統 括 部 経 営 企 画 課 長 鈴 木 康 晴
(T E L 0 5 3 - 4 6 4 - 1 1 1 4)

「株式会社スクロール コーポレートガバナンス・ガイドライン」制定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式会社スクロール コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」)の制定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 制定の目的

当社は、コーポレートガバナンスの方針として、経営の効率性、透明性を高め、安全かつ健全なる事業活動を通じ、企業価値を最大化することを基本的な考え方に置き、その実施に資する枠組みを定めるため、本ガイドラインを制定いたしました。

2. 構成

本ガイドラインは以下の項目で構成されます。当社は、本ガイドラインの実践を通じて、社会からの信頼に立脚した持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指し、社是及び経営理念に沿って、コーポレートガバナンスの拡充に取り組んでまいります。

- ＜第1章＞ 総論
- ＜第2章＞ ステークホルダーとの協働
- ＜第3章＞ ガバナンス体制
- ＜第4章＞ 株主との対話
- ＜第5章＞ その他

詳細につきましては、添付の「株式会社スクロール コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご参照ください。

3. 開示先

当社ホームページにて開示しております。

<http://www.scroll.jp/ir/governance/>

以 上

株式会社スクロール コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章. 総論

第1条 (目的)

本ガイドラインは、経営の効率性、透明性を高め、安全かつ健全なる事業活動を通じ、企業価値を最大化することを基本的な考え方に置く当社のコーポレートガバナンス方針の継続的な実施に資することを目的に制定される。

第2条 (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び企業理念)

1. 当社は、前条のコーポレートガバナンス方針を実践し、社会からの信頼に立脚した持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指し、次の社是及び経営理念に沿って、コーポレートガバナンスの拡充に取り組む。

【社是】

- 一、社会から信頼される企業であること
- 一、清く、正しく、美しく事業を行うこと

【経営理念】

当社は、事業の発展と社員の幸福を一致させるべく活動し、お客様、取引先及び株主が、ともに満足を得られる経営を行います。社会に貢献することを基本理念とし、信頼される企業になります。

2. 当社は、社是及び経営理念を含み構成される当社役員及び従業員の行動準則である「スクロールフィロソフィー」を定めており、当社グループの構成員は全てこれを遵守する。

第3条 (適切な情報開示)

当社は、株主等のステークホルダーとの中長期的な信頼関係を構築し、建設的な対話に資するよう、法令及び適時開示のルールに則り、積極的に有用性の高い情報を適切に開示する。

第2章. ステークホルダーとの協働

第4条 (株主との関係)

1. 当社は、当社に関連する様々なステークホルダーの中で、資本の提供者である株主との適切な協働を重視し、その権利が実質的に確保されるよう対応するとともに、少数株主の権利等についても事実上その行使が妨げられることのないよう十分に配慮する。

また、機関投資家等が自らの議決権行使を信託銀行等に代わって行使することを希望する場合には、信託銀行等と協議を行いこれに対応する。

2. 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であると認識し、株主の視点に立ち、日程等の設定を含め、必要に応じ適確な情報を提供し、株主総会における権利行使が適切に行える環境を整備する。また、取締役会がコーポレートガバナンスに関する役割を果たす体制が整備されている前提において、経営判断の機動性及び専門性の観点から株主総会決議事項の一部を合理的な範囲で取締役会に委任する。
3. 当社は、株主総会において相当数の反対票が投じられた議案については、取締役会がその原因分析を行い、対応の要否を検討する。

第5条（資本政策の基本的方針並びに政策保有株式）

1. 当社は、持続的な企業価値の向上のため、財務体質の健全性の維持に努めつつ、株主資本利益率（ROE）の向上を目指し、既存事業の成長及び新規事業のための先行投資を進める。
2. 当社は配当の実施に関し、株主への利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置付ける立場から、連結配当性向率30%を目途とし、安定的にその実施を継続することを方針とする。
3. 当社は、取引先等のステークホルダーとの関係維持または提携強化を図る目的で、いわゆる政策保有株式を保有することがあるが、取締役会において、每期その保有の意義を検証するとともに、その議決権行使に関して当該検証に基づいた中長期的な観点から判断を行い行使する。

第6条（買収防衛策）

1. 当社は、企業価値・株主共同の利益の確保を継続的に確保・向上させることを最大の目標とすることから買収防衛策を導入している。買収防衛策の導入が経営陣・取締役の保身を目的とするものでないことを前提に、その運用並びに継続については、必要性・合理性を検討し、適正な手続に則って、株主に対して十分な説明を行う。
2. 取締役会は、株主が公開買付に応じる権利を不当に妨げる措置を講じない。また、既存株主の権利に大きな変動を与える資本政策については、必要性・合理性を検討し、株主に対して十分な説明を行う。

第7条（関連当事者取引）

当社は、当社と取締役間または当社と関連会社間において、当社と取締役の利益が相反する取引が行われる場合には、取締役会でその取引の条件につき事前に承認を必要とする手続きを定めている。

第8条（株主以外のステークホルダーとの関係）

当社は、株主以外のステークホルダーとの信頼関係に基づいた協働が中長期的な企業価値の向上に不可欠であることを認識し、社是及び経営理念に従い、ステークホルダーの権利・立場を尊重する企業文化・風土を醸成することに努める。

第9条（サステナビリティ）

当社は、ステークホルダーに対する感謝の気持ちを地域社会の発展に還元、貢献できる企業として環境保護、地域貢献、女性支援を重点に置き、サステナビリティに関する活動（社会貢献・環境活動）を実施する。また、当社が定める社会貢献ポリシー及び環境活動方針に従い、積極的・能動的にこれに取り組む。

第10条（多様性の確保）

当社は、持続的な成長のため、当社グループの構成員一人ひとりの経験、能力、個性等の価値観を踏まえ、社内における多様性の確保を推進させる。

第11条（内部通報）

1. 当社は、コンプライアンスに関する問題について、当社グループの構成員が不利益を被ることなく、経営陣から独立した窓口である顧問弁護士へ直接に情報提供できる手段として、内部通報制度を構築する。
2. 内部通報制度は、通報内容を適切に検証し活用するため、その運用状況の監督を行う。

第3章. ガバナンス体制

第12条（機関の概要）

1. 当社は、取締役会の監督機能の向上をはかり、経営の効率性を高め、当社グループのさらなる企業価値の向上を目指すことを目的として、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、監査等委員会設置会社を機関設計として選択する。
2. 当社は、取締役会による当社グループの経営戦略や経営計画等についての建設的な議論を基盤にしつつ、業務執行機能の効率性を高めるため、一定の業務執行を取締役に委任できる旨を定款で定めている。また、取締役会は、その決議および社内規程に基づき担当部門の責任者として執行役員を任命し、業務執行を指示する。

第13条（取締役会の役割と構成）

1. 取締役会は、建設的な議論及び意見交換のもとに審議を活性化させ、グループ経営戦略の方向性の提示、適切なリスクテイクのための環境整備、取締役並びに執行役員の業務執行への実効性ある監督を果たすことをその役割とする。

2. 取締役会の員数は、定款に基づく員数である12名以内とし、専門的かつ豊富な知見を有する適切な員数の独立社外役員の確保に配慮する。
3. 業務執行取締役及び執行役員の指名については、当社グループの事業及び業務に対する知識、経験を考慮しこれを決定する。また、監査等委員である取締役の指名については専門知識、業務経験を考慮しこれを決定する。
4. 取締役会は、最高経営責任者等の後継者の育成について、中長期的な視点で広範な業務経験を身に付けさせるとともに、多面的な評価をもとに指名される候補者の選任に関し、当社のグループの経営理念や経営戦略を踏まえ、その選任計画の監督を適切に行う。

第14条（独立社外取締役の独立性基準及び員数）

1. 当社は、当社が選任する各独立社外取締役の知見に基づく助言と経営に対する監督が、取締役会の健全な経営判断に資するとの考えのもと、別紙「社外取締役の独立性判断基準」に基づき、すべて監査等委員である独立社外取締役4名を選任している。
2. 独立社外取締役はすべて監査等委員であることから、独立社外取締役間の連携については、監査等委員会にてこれを行い、別途選定される監査等委員会委員長を通じ、経営陣との適切なコミュニケーションを図り、取締役会が要請する場合、特に重要な事項につき諮問機関の設置等を行うものとする。

第15条（取締役の選任とトレーニング）

当社は、取締役に対して、その役割及び責務についての理解を深めるべく、必要な知識の習得や適切な研鑽のための機会を提供する。また、新任の社外取締役の就任の際には、当社の事業環境等について説明、施設の見学等を適切に行う。

第16条（取締役の評価と報酬）

1. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、適切にリスクテイクを促進するよう、中長期的な業績の見通し及びストックオプション等の株主価値と連動するインセンティブの割合を総合的に勘案し設定する。
2. 取締役（社外取締役を除く）の選任及び解任についても、担当部門の業績評価等を念頭に、経営陣幹部としての資質を考慮し、これを行う。

第17条（監査等委員会の体制と役割）

1. 監査等委員会は、企業活動その他豊富な専門的知識を有する社外取締役を過半数として、すべての監査等委員により構成される。
2. 監査等委員会には、委員長を設定し、独立した客観的な立場から取締役会や経営陣に対して、専門的かつ豊富な知見に基づき適切な意見を述べ経営に対する監督を行う。

第18条（情報入手と支援体制）

1. 取締役は、その役割を果たし、取締役会等における実効的な審議を実施するため能動的に情報を入手し、追加情報等の提供を会社に対して求める。また、取締役会は必要と考える場合、会社の費用において外部専門家の助言を得ることができる。
2. 監査等委員である社外取締役はその調査権限を行使し、必要な情報を追加的に入手することができる。当社はこれに協力する。
3. 内部監査部門及び取締役会運営を担当する部門は、取締役に対し、適確な情報を提供できるよう社内外の連携を図るものとする。

第19条（会計監査人）

1. 当社は、会計監査人による監査の実効性確保を図るため、高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保する。
2. 当社は、会計監査人が、取締役会及び監査等委員会並びに内部監査部との十分な連携を図る必要性を認識し、会計監査人からの指摘に関し、対応体制を構築する。

第4章. 株主との対話

第20条（株主との建設的な対話に関する方針）

1. 当社は、企業価値向上に資するよう、株主との対話を促進するため、取締役会長及び取締役社長の下、IR担当部署が関連部門と連携し、決算説明会のほか、投資家対応等を中心とした適切なIR活動に取り組む。
2. 当社ホームページに、IR専用ページを設け、株主及び投資家へIR方針を提示するとともに、積極的な適時開示を行う。
3. 株主及び投資家への情報開示にあたっては、インサイダー情報の取扱いに留意するとともに、随時取締役会又は経営陣にフィードバックを行う。

第21条（経営戦略等の策定）

1. 当社は、中期経営計画においてグループ全体の収益計画や資本政策の基本的な方針を策定するとともに、収益力・資本効率等に関する目標を設定し、成長戦略を提示する。また、その実現に向けた具体的な施策について株主に分かりやすく説明を行う。
2. 取締役会は、中期経営計画の実現に向けて最善の努力を行う。また、その目標未遂に終わった場合、その結果については原因分析を行い、次期中期経営計画にこれを反映させ株主への説明を行う。

第5章. その他

第22条 (改廃)

本ガイドラインは、取締役会の所管とし、その改廃は取締役会がこれを決裁する。

附則

本ガイドラインは、2016年5月27日より施行する。

別紙 社外取締役の独立性判断基準

当社が指定する社外取締役の独立性は、東京証券取引所の定める独立性基準と併せ、以下のいずれにも該当しない場合に、これを有するものと判断する。

- (1) 現在又は過去において、当社及び当社の関係会社（当社グループ）の業務執行者であった者
- (2) 当社の主要な取引先の過去3事業年度における業務執行者であった者
- (3) 当社の主要株主（※）又は主要株主の業務執行者
※当社の議決権所有割合が10%を超える者をいう。
- (4) 当社又は当社の子会社の会計監査人又はその社員等として当社グループの監査業務を担当している者
- (5) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他財産上の利益（※）を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等
※過去3事業年度の平均額として、年間1,000万円を超える額を受領している場合を指す。
- (6) 当社から多額の寄付もしくは助成（※）を受けている法人・団体等の理事その他の取締役・監査役又は業務執行者
※過去3事業年度の平均額として、年間1,000万円以上又は当該法人・団体等の総費用の30%を超える場合を指す。
- (7) 近親者（配偶者及び二親等以内の親族）が上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者
- (8) 前各号の定めに関わらず、一般株主と利益相反が生じうる特段の事由が存在すると認められる者

以上